

平成十八年一月二十三日提出
質問第一〇号

在ユジノサハリンスク総領事館の管轄地域に関する質問主意書

提出者 鈴木宗男

在ユジノサハリンスク総領事館の管轄地域に関する質問主意書

一 在ユジノサハリンスク総領事館の管轄地域はロシア連邦サハリン州全域に及ぶか。

二 ロシア連邦の国内法ではサハリン州の管轄地域に「南クリル地区」、「クリル地区」が含まれていると承知するが、両「地区」には、我が国固有の領土である歯舞群島、色丹島、国後島、択捉島が含まれているのではないか。

三 在ユジノサハリンスク総領事館の管轄地域との関係で、北方四島に対する我が国の主権は、ロシアとの国際約束でどのような形で担保されているか。

右質問する。